## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)に対する意見と市の考え方

上記案につきまして、平成26年6月26日から7月25日までの間、ご意見を募集したところ、77名の方から339件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。 提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。また、基準案に関するもの以外のご意見につきましても、今後の事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。

類似するご意見は取りまとめています。

項目	No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
最低基準の 目的	1	児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることが損なわれる事態が起きた場合には、直ちに、施設の修繕及び改良や職員の補充ができるように保障してください。	基準を満たすように対応する必要があると考えます。 す。
非常災害対 策	2	応急手当(AED含む)の訓練も定期的に行うことを明記してください。	非常災害対策については国の基準のとおりといたしますが、市の学童保育室では指導員の研修の1つとして位置付け、定期的に応急手当の研修を実施しており、今後も引き続き実施してまいります。
職員の知識 及び技能の 向上等	3	指導員の研修での資質の向上を望みます。	事業者は、職員に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならないこととしてお ります。 市の学童保育室においても、引き続き研修の充実 を図ってまいります。
	4	従事者の資格について、取得年により必要な単位 や内容が異なることを考慮し、研修内容を定めてほ しい。	放課後児童支援員の資格を得るためには、都道府 県知事が行う研修を修了する必要がありますので、 基礎的な知識や技能は一律で修得できるものと考 えます。 市で行う研修につきましても、職員の資質の向上に 繋がるよう、内容を検討してまいります。
職員の員数 ・資格	5	有資格者のみにしてほしい。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。 市の学童保育室については、できる限り、職員に放課後児童支援員の資格を取得していただくことを考えております。
	6	有資格者を複数人配置してほしい。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。 市の学童保育室については、有資格者を複数人配置できるよう、できる限り、職員に放課後児童支援員の資格を取得していただくことを考えております。
	7	「支援の単位ごとに3人以上配置し、うち2人以上は 有資格者とする」としてください。	基準を厳しくすると、職員の確保ができない場合に 事業を実施できなくなることが考えられます。 本基準は最低基準となるものですので、国の基準 のとおりといたします。
	8	有資格者が休みのときに、代わりの有資格者がくる ようにしてほしい。	有資格者が休むことによって、補助員のみの配置 にならないような対応が必要であると考えます。
	9	児童20人に1人ではなく、10人に1人にしてほしい。 支援員を増やしてほしい。	基準を厳しくすると、職員の確保ができない場合に 事業を実施できなくなることが考えられます。 本基準は最低基準となるものですので、国の基準 のとおりといたします。
	10	指導員の配置については、児童20人以下に対して1 人以上が望ましい。	職員の配置は、児童40人以下に対して2人以上配置しなければいけないこととなっておりますので、国の基準のとおりといたします。
	11	児童何人につき指導員何人なのか明確にしてほしい。 特別支援級等の配慮が必要な児童がいる場合、指 導員の加配をしてほしい。 高学年の児童も対象として配置人数を充実してほし い。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。 市の学童保育室については、配置基準(障害児対応の加配あり)を設けて指導員を配置していますが、配置基準を見直す際の参考とさせていただきます。

項目	No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
職員の員数 ・資格	12	放課後児童支援員の基礎資格に社会福祉士が 入っているのがわからない。保育士や教員等の資 格にとどめるべきでは。	社会福祉士については、国家試験の科目の中に、 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度が 含まれているためであると考えられます。 支援員の資格については、国の基準に従うべき基 準であることから、国の基準のとおりといたします。
	13	児童20人未満で指導員1人の配置では、安全に保育をすることは無理ではないか。 小規模クラブについても緊急対応を必要とする場合もあるので、1人配置は危険を伴う為、最低2名配置を原則として欲しい。	基準では、児童20人未満の場合、支援員1人を除くもう1人の職員が同一敷地内にある事業所等の職務に従事し、その他の利用者の支援に支障がない場合、兼務が可能であることを規定しています。本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたしますが、市の学童保育室については、指導員を複数配置してまいります。
支援の単位	14	児童の集団の規模は「おおむね40人」ではなく、「40 人」としてほしい。	児童数については、毎日利用する児童の人数に、 週のうち数日利用する児童の平均利用人数を加え た数となることから、「おおむね」としておりますの で、国の基準のとおりといたします。
	15	児童の集団の規模を、出席率で人数基準を決める のではなく、在籍人数で考えてほしい。	基準を厳しくすると、待機児童が生じることや、事業を実施できなくなることが考えられます。 本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。
	16	適正規模はおおむね40名以下とすることが必要ですが、基準を超えるからといって入室希望児童を入室させなかったり、入室人数を制限したり、調整したりといったことが起こらないようにしてください。	国の基準のとおりといたしますが、市の学童保育室 については、基準を満たすよう整備してまいります。
	17	40人を超える場合、分割してほしい。	ーの支援の単位を構成する児童数は、おおむね40 人以下としていますので、40人を超える場合は、分 割して保育を実施することになります。
	18	市の基準案は、児童数おおむね40人の適正規模を確保しようとする姿勢が感じられません。新制度がスタートする平成27年4月において、基準に対する現状が不適合な状態を避けるためであれば、「今後数年(3年程度)先を目途に基準を満たすよう努める」といった前向きな書きぶりに改めるべきと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、児童の集団の規模について、基準案の「おおむね40人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するように努めるものとする。」という記述を削除しました。ただし、基準を満たすためには施設整備を行う必要があることから、経過措置を設けておりますので、基準を満たすよう、施設整備を行ってまいります。
設備の基準	19	児童1人につき「おおむね1.65㎡」ではなく、「1.65㎡」としてほしい。	児童数については、毎日利用する児童の人数に、 週のうち数日利用する児童の平均利用人数を加え た数となることから、「おおむね」としておりますの で、国の基準のとおりといたします。
	20	児童が生活する1人当たりの面積は、台所、玄関、 トイレ等の設備を除いて、1.65㎡以上の確保を希望 します。	専用区画の面積は、台所、玄関、トイレ等の設備を除いた面積となります。
	21	机や椅子を除いて、1名につき1.65㎡以上を確保してください。	備品については、専用区画の面積から除くことは考えておりません。 基準を厳しくすると、待機児童が生じることや、事業を実施できなくなることが考えられます。 本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。
	22	施設の広さを確保してほしい。(1人当たり2.00㎡)	基準を厳しくすると、待機児童が生じることや、事業を実施できなくなることが考えられます。 本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。
	23	専用区画の設備・面積において「遊び及び生活の場」とは、児童にとって安心・安全であり、体を動かす遊びや活動を行う場とは区別することとあります。 専用区画にプレイルーム等を含まず、児童1人当たり最低1.65㎡の生活スペースを確保してください。	専用区画については、台所、玄関、トイレ等の設備を除いた保育スペースと、具合が悪くなった児童が静養することができる和室などのスペースと考えております。 市の学童保育室については、すべて学校の校舎内や敷地内に設置されていることから、体を動かす遊びや活動を行う場所として、校庭などを使用することができます。

項目	No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
設備の基準	24	「専用区画」ではなく、「専用室」としてください。また、「専用室」ということから、「利用者の支援に支障だない場合は、この限りではない」を削除してください。	児童数がおおむね40人を超える場合、児童の集団を分ける必要がありますが、新たに「部屋」を設けることが難しく、パーテーション等を設置して保育スペースを分割するといった対応も考えられます。 基準を厳しくすると、待機児童が生じることや、事業を実施できなくなることも考えられます。 本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。
	25	各学童保育室(2クラスに分かれている場合はそれぞれ)に、静養室を備えることを明記してください。	基準を厳しくすると、事業を実施できなくなることが 考えられます。 本基準については、民間事業者にも適用される最 低基準となりますので、国の基準のとおりといたしま す。
	26	トイレや水道等の確保の基準も作るべき。 冷暖房等の確保の基準も作るべき。 トイレ(男女別)、和室、台所の完備を最低限の基準 として盛り込み、児童が同じ環境で過ごせるようにし てください。	設備については、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとしております。 本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。
	27	児童の成長に合わせた設備(男女別トイレ)や机や 椅子の設置	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。 市の学童保育室については、事業の実施にあたり、 参考とさせていただきます。
運営規程	28	利用者の保護者が支払う額は、負担を軽減する制度や児童が成長のために必要なおやつ代、児童が毎日の生活に必要な文具・教材などの費用を含めるように明記してください。	利用者の保護者が事業者以外に支払う費用については、事業者が直接関わらないものであるため、基準に盛り込むことはできませんので、国の基準のとおりといたします。
開所時間 及び日数	29	開設時間の延長 タ方19時までの開室、夏休みは朝7時から開室等 の時間延長を望みます。	保育の時間延長については、現在、延長の方法等 について検討しており、引き続き検討してまいりま す。
	30	現在の水準を低下させないために、「小学校の授業の休業日行う放課後児童健全育成事業 一日につき十時間」「小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき六時間」としてください。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。 市の学童保育室については、現在の水準を低下させないように実施してまいります。
	31	休業日であっても、今までどおり、7時30分からあずけられるかたちにしてほしい。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたします。 市の学童保育室については、現在の水準を低下させないように実施してまいります。
	32	現在、土曜保育は拠点学童で行っていますが、各 学童保育室で開設するよう明記してください。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となりますので、国の基準のとおりといたしますが、ご意見については、事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
保護者との 連絡	33	利用者の保護者が、送迎時の負担が軽減されるような措置を加えてください。	本基準については、民間事業者にも適用される最低基準となります。 利用者の保護者が、送迎時の負担が軽減されるような措置について、具体的に基準に盛り込むことが難しいため、国の基準のとおりといたします。
全般	34	6年生までの全学年を対象としていただきたい。	放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童が対象になりますので、全学年が対象となります。
	35	学童保育室の環境が、現状よりも低下することがないようにしてください。 現状を保ってほしい。	本基準に、最低基準を理由として、設備又は運営を 低下させてはならないことを盛り込んでおります。
	36	現状をそのまま維持する状態が長く続くことがない ように、ご配慮をお願い申し上げます。	本基準に、最低基準を超えて、常に、その設備及び 運営を向上させなければならないことを盛り込んで おります。
	37	市の基準を国の基準とおりにするのではなく、市・地域に合わせて市の基準をつくるべき。	放課後児童健全育成事業を実施する上で、離島や 過疎地域などのような地域的な特性はないものと考 えておりますので、最低基準として、国の基準のと おりといたします。

項目	No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
全般	38	小学校に就学している児童が、希望すれば全員入室でき、長期休暇や産休育休などの一時的な入室が可能となるように明記してください。また、家庭に代わる生活の場となるように努めることを明記してください。	放課後児童健全育成事業は、児童福祉法において、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」とされておりますので、本基準においても、国の基準のとおりといたします。

## その他のご意見(基準(案)に関するもの以外)

- ・アレルギー児、軽度発達障害児受入れに対し、指導員への手当加算や、それらの児童に関する研修導入。
- ・現場の指導員の声を聞き入れ、指導員への対応をよくしてほしい。
- ・ 昨年度と児童数は変わらないのに指導員が2人も減った。指導員と児童数が見合っていない。
- ・ 今現在働いている指導員については、資格の有無関係なく、保障してほしい。
- ・ 指導員の身分や待遇について
- 指導員の確保について、学生ボランティアの導入を提案します。
- ・ 改築・増築をしてほしい、男女別トイレの設置、トイレを増やしてほしい、静養室(和室)を増やしてほしい、 部屋を増やしてほしい、電話回線の増加、冷蔵庫の設置等、施設整備について
- ・ 保育室の増改築は、予算の都合もあることを考え、学校の空き教室の利用等代替案を希望する。
- 防犯カメラの設置
- 耐震対策を希望します。
- ・ 1人ひとりの子どもが安心安全に過ごせる環境を望みます。
- 土日や夏休み等の学校休業期間だけでも学童保育を利用できるようにしていただきたい。
- ・ 週3日以上の就労ではなく、週1日、2日の利用も可能としてほしい。 (利用料は1日いくらと設定し支払うというシステムで)
- ・ 学童保育に病児保育の機能も付加していただきたいです。
- 待機児童ゼロを引き続き行っていってほしい。
- ・ 現在入室を許可されている児童に対しては退去させないで欲しい。
- 今後も公設公営を維持していただけますようお願いいたします。
- ・ 台風などで休校になった場合、朝から預かってほしい。
- 費用をこれ以上値上げしないでほしい、保育料が高すぎる、利用日数や滞在時間、学年により 保育料を設定するなど、保育料について
- ・ 地震や台風などの時の先生の時間外の対応の見直し
- ・ 室外保育を認めてほしい。
- ・ 夏休み時の学校のプールの使用許可
- 博物館、美術館と共催し、長期休暇期間に児童向けイベントを開催。
- ・民間委託をして、早朝、夜の延長保育や、夕食、習い事付など多様なサービスを提供してほしい。
- ・ 学校と共用できるものや先生同士の連携等やりやすい環境を作ってほしい。
- ・ 学童保育の会はもっとゆるいものにならないか。署名を集めなければ要求が通らないシステムではなく、 市でもっとしっかり運営していただきたい。
- ・ 学童での休日行事が多い。
- 市からくわしい内容、わかりやすい説明をしてほしい。